



2019年7月4日

各 位

会 社 名 E・Jホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小谷 裕司
(コード番号 2153 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 浜野 正則
(TEL. 086-252-7520)

当社子会社の訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社エイト日本技術開発（以下、E J E Cと言います。）は、2017年5月25日付「当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしました訴訟につきましては、2017年6月5日付「当社子会社の訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」のとおり、福岡高等裁判所宮崎支部に控訴を提起しておりましたが、2019年6月28日、判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および判決言渡日

- (1) 裁 判 所 : 福岡高等裁判所宮崎支部
- (2) 判決言渡日 : 2019年6月28日
(E J E Cが判決書の送達を受けた日: 2019年7月3日)
- (3) 当 事 者 : 控訴人（一審被告） 株式会社エイト日本技術開発
被控訴人（一審原告） 公益財団法人宮崎県環境整備公社

2. 控訴の経緯

E J E Cといたしましては、2017年5月19日の一審判決の内容について訴訟代理人とも慎重に検討した結果、判決内容は控訴人敗訴部分につき不服であるため、2017年6月5日に福岡高等裁判所宮崎支部に控訴を提起いたしました。

3. 判決の内容

- (1) 本件控訴は棄却する。
- (2) 控訴人の控訴費用は控訴人、被控訴人の控訴費用は被控訴人の負担とする。

4. 今後の見通し

この判決が、当社業績に与える影響等につきましては現在精査中であり、現時点で未確定であります。今後、開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

なお、一審判決によるE J E Cの損害賠償額等につきましては、2017年7月3日付「通期業績予想の修正および特別損失の発生に関するお知らせ」のとおり、2017年5月期において、訴訟損失引当金繰入額14億90百万円等を特別損失として計上しております。

(参 考)

・ 一審判決の概要

(2017年5月25日付「当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」参照)

- (1) 被告エイトは、原告に対し、7億2747万2466円及びこれに対する平成22年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告エイトは、原告に対し、3億7545万2131円及びこれに対する平成22年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 原告の被告エイトに対するその余の請求はいずれも棄却する。
- (4) 原告の被告三井住友建設、被告吉原建設及び被告竹盛工務店に対する請求をいずれも棄却する。
- (5) 訴訟費用は、以下のとおりとする。
 - ① 原告に生じた費用は、これを10分し、その7を原告の負担とし、その余は被告エイトの負担とする。
 - ② 被告エイトに生じた費用は、これを5分し、その3を被告エイトの負担とし、その余は原告の負担とする。
 - ③ 被告三井住友建設に生じた費用は、原告の負担とする。
 - ③ 被告吉原建設に生じた費用は、原告の負担とする。
 - ③ 被告竹盛工務店に生じた費用は、原告の負担とする。
- (6) この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

以 上